

委 託 業 務 処 理 要 領

空調用自動制御機器設備の保守点検業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

- 1 業務名
北海道立三岸好太郎美術館空調用自動制御機器設備保守点検業務
- 2 業務場所
札幌市中央区北2条西15丁目 北海道立三岸好太郎美術館
- 3 点検機器
空調自動制御盤及び設備（株式会社山武製） 一式
- 4 点検実施時期
委託契約書第7条の定期点検等の実施時期は、次のとおりとする。
点検は原則各月15日以降に実施するものとし、これによりがたいときは、双方協議の上実施する。
なお、機器に異常が認められた場合には、直ちに点検及び調整を行うこと。
(1) 定期点検 4月・7月・9月・10月・1月・3月
(2) 総合点検 5月（冷房切替後）・11月（暖房切替後）
- 5 点検業務内容及び点検項目
点検業務内容及び点検項目は、次のとおりとする。
なお、必要に応じて各種調整、洗浄等を実施すること。
(1) 別紙1 点検業務内容
(2) 別紙2-1 各系統別の点検項目（定期点検・総合点検 共通）
(3) 別紙2-2 点検項目（総合点検）～温湿度指示調節計の模擬入力チェック表
- 6 使用器具及び消耗品等
点検に必要な器具及び消耗品等は、一切受託者の負担とする。
なお、点検の結果、正常に作動するための調整、消耗品の交換は受託者の判断により行うものとする。
また、消耗品等は全て当該機器製造メーカー純正部品又は指定部品を使用すること。
- 7 点検等の報告
点検又は修繕を実施したときは、速やかに別紙2「点検項目」に基づく報告書を提出すること。
- 8 その他
この要領に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。